

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症について正しく知識し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。

認知症は、誰にでもなる可能性があります。いつ自分や身近な人が認知症になるとも限りません。認知症について一緒に学んでみませんか。

認知症サポーター養成講座を受講された方には、認知症サポーターの証としてオレンジリングを差し上げます。

日時:8月26日(金) 15:00~16:30

場所:福祉保健センター

内容:認知症の基本的な知識と理解について

申し込みめきり:8月24日(水)



認知症サポータースキルアップ講座

認知症サポータースキルアップ講座は、認知症に対する知識・理解をさらに深めてより実践的にするための講座です。

過去に認知症サポーター養成講座を受講された方はどなたでも受講していただけます。

日時:9月30日(金) 14:00~15:30

場所:福祉保健センター 申し込みめきり:9月28日(水)

内容:認知症の方への具体的な関わり方など

講師:社会医療法人孝仁会 星が浦病院 認知症疾患医療センター
望月 千恵 氏

申込み、問い合わせ先
釧路市音別地域包括支援センター
☎9-5252

仕事と介護の両立支援制度 をご存じですか

要介護状態※1にある対象家族※2の介護と仕事を両立できるよう、介護休業などの両立支援制度があります。

一人で抱え込まずに、介護保険サービスや両立支援制度を活用し、仕事と介護を両立しましょう。



介護休業

対象家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できます。有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の要件を満たせば取得できます。
休業期間は、自分が介護を行うだけでなく、仕事が継続できる体制づくりも行えます。

短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。会社によって利用できる制度が異なります。

- ・短時間勤務制度
- ・フレックスタイム制度
- ・時差出勤の制度
- ・介護費用の助成措置

時間外労働の制限

介護が終了するまで、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。

介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続き、ケアマネジャーとの打ち合わせを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、1日または時間単位で休暇を取得できます。

所定外労働の制限

介護が終了するまで、会社で定めた所定労働時間を超える労働を制限することができます。

深夜業の限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。

※1 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。介護保険制度の要介護区分が要介護2以上である場合。または要介護認定を受けていなくても基準に該当する場合。

※2 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫。

介護休業制度について詳しく知りたいときには
「**介護休業制度 特設サイト**」で検索

介護休業制度などに関する問い合わせは

北海道労働局雇用環境・均等部 ☎011-709-2715

参考) 厚生労働省 リーフレット「知っておこう。介護休業制度」